

函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条および函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号。以下「条例」という。）第3条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者および給水装置工事主任技術者（以下「指定事業者等」という。）が別表の函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定事業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定事業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定事業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定事業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当

該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

- 3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定事業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。
- 4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定事業者等が不正な手段で給水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第28条で定める水道料金（臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。）の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。
- 5 主管課長以外の関係課長は、指定事業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。
（指定事業者等への処分等）

第5条 行政処分として指定事業者に対して行う措置は、函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）第14条の4の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止（以下「取消等処分」という。）とする。

- 2 給水装置工事主任技術者が法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。
- 3 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分または前項に規定する報告に代えて、当該違反行為を行った指定事業者等に対し、文書警告を行うことができる。
- 4 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、口頭注意を行なうことができる。

（審査委員会）

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、給水装置工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

（意見陳述）

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

（水道技術管理者等の意見）

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

（処分の通知および公示）

第9条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定事業者等に対して取消等処分にあつては、別記第4号様式によりその他の措置にあつては、別記第5号様式により遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

（費用の請求）

第10条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定事業者等に代わって是正し、これに係る費用について条例の定めるところにより、指

定事業者等に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

違反行為報告書

年 月 日

水道法，函館市水道事業給水条例および函館市水道事業給水条例施行規程に違反する行為を認めたので，下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
(指定給水装置工事事業者名) 住所
(法人の場合，名称，代表者および担当者) 電話番号
工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
(給水装置工事主任技術者または技能を有する者)
- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号
- 3 給水装置使用者（所有者） 氏名
(法人の場合，名称，代表者および担当者) 住所
電話番号
- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 発見の状況等
(1) 発見年月日 年 月 日
(2) 発見した職員名 課・担当・氏名
(3) 発見の状況 調査年月日
調査時間
調査内容
状況写真添付
(4) 是正を指示した職員名 課・担当・氏名
(5) 指示年月日 年 月 日
(6) 指示内容
(7) 是正後の状況 状況写真添付
- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
工事しゅん工年月日 年 月 日
- 7 水道料金調定状況および収納状況
- 8 その他報告を要すると認められる事項
(1) 事情聴取の内容
(2) 違反事項
(3) 予定措置内容
(4) 報告者 課・担当・氏名
(5) その他

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、行政手続法第 30 条（函館市行政手続条例第 28 条）の規定により通知します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の根拠となる 法令の条項	
予定される不利益 処分の原因となる 事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明 の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注 1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります

。

別記第3号様式（第7条関係）

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

住所

氏名

年 月 日付けで通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

別記第4号様式（第9条関係）

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市水道事業給水条例施行規程第14条の5の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

指定の取消し

指定の効力の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市公営企業管理者企業局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

水道法，函館市水道事業給水条例および同施行規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 9 条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

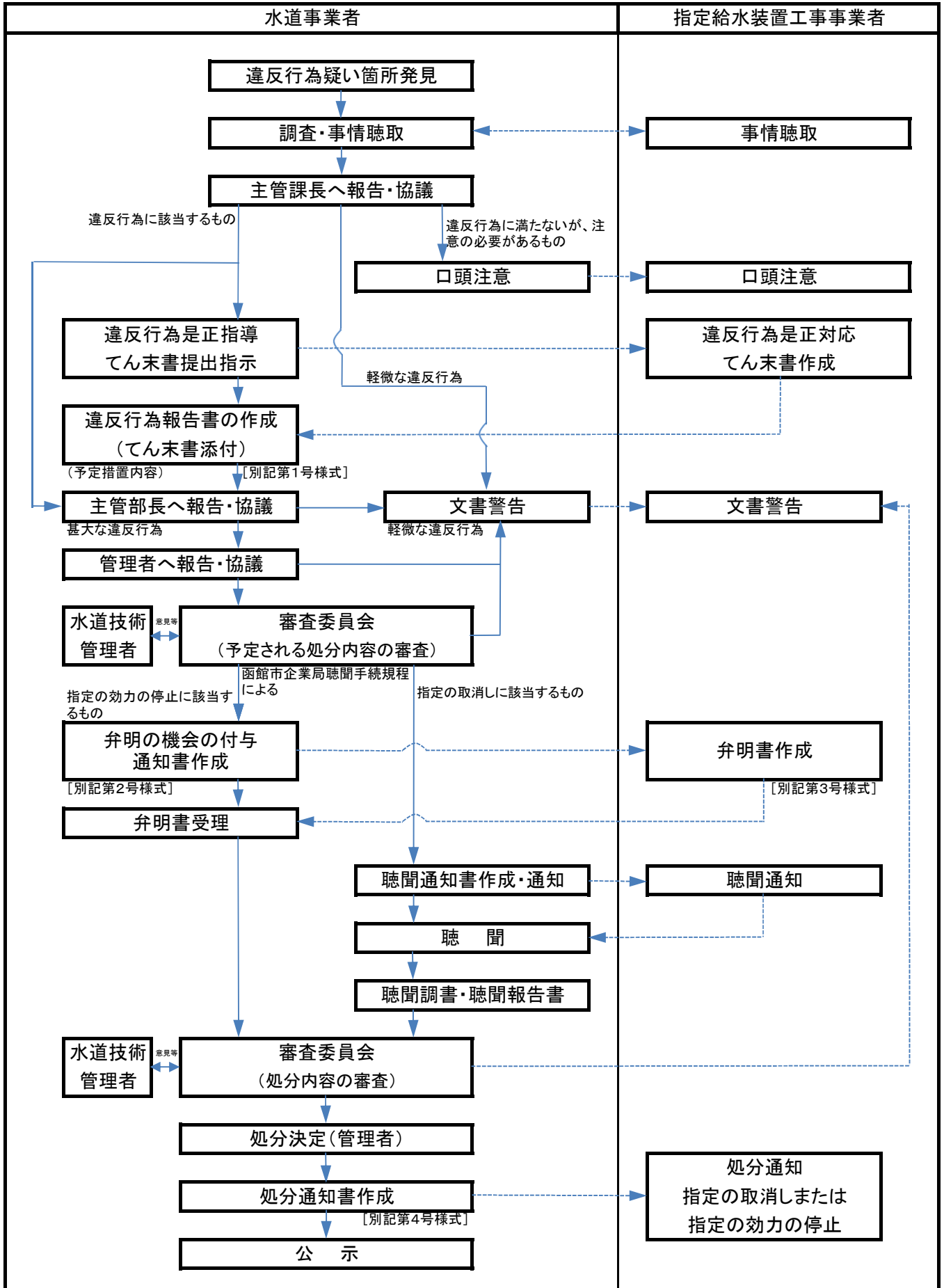
1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理フロー

H23.4.1



別表 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準(第3条関係)

(1)水道法違反に対する措置(行政処分に該当するもの)

R1.9.14

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	措置内容	
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条	事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消しまたは文書警告
		第25条の3 第1項第2号	施行規則 第20条	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	
	第25条の3 第1項第3号イ	第25条の3 第1項第3号ロ	第25条の3 第1項第3号ハ	本人または代表者もしくは役員が、心身の故障により、給水装置工事の事業者を、適正に行うことが出来ない者として厚生労働省令で定める者であることが判明したとき。	指定の取消し
				本人または代表者もしくは役員が、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	
				本人または代表者もしくは役員が、水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
	第25条の3 第1項第3号ニ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。			
	第25条の3 第1項第3号ホ	第25条の3 第1項第3号ホ	第25条の3 第1項第3号ホ	本人または代表者もしくは役員が、業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
①無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。					
②道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。					
③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。					
④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。					
⑤文書警告に従わないとき。					
⑥その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき、または工事完成後管理者の検査を受けなかったとき等。)					

主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項, 第2項	施行規則 第21条 第1項, 第2項	指定を受けた日または選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときから2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しないときまたは選任もしくは解任の届出をしないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			第3項	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条・35条	事業所の名称および所在地等の変更届出を提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき。 事業の廃止, 休止, 再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の取消しまたは文書警告
			施行規則 第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	
事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形, 破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			施行規則 第36条第3号	管理者の承認を受けた工法, 工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			施行規則 第36条第4号	給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保しないとき。	
			施行規則 第36条第5号イ	水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。(令第5条: 給水装置の構造及び材質の基準)	

			施行規則 第36条第5号ロ	給水管および給水用具の切断, 加工, 接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
			施行規則 第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に, 施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または, 当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
工事の施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		給水装置の検査の際, 管理者の求めに対し, 正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	第25条の11 第1項第6号			給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し, 正当な理由なくこれに応じず, または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。	
	第25条の11 第1項第7号			施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え, または与えるおそれ大きいとき。	
不正申請	第25条の11 第1項第8号			不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

※ 再犯の場合(2年程度)は第25条の3第1項第3号ニを適用とし, 指定の効力の停止6月以下または指定の取消しとする。

(2) 水道法違反に対する措置(主任技術者に関するもの)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	措置内容	
主任技術者の職務義務違反	第25条の5 第3項	第25条の4 第3項第1号	給水装置工事に係る技術上の管理を行わないとき。	主任技術者免状の返納に係る厚生労働大臣への報告	
		第25条の4 第3項第2号	給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。		
		第25条の4 第3項第3号	給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認を行わないとき。		
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第1号		配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わないとき。
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第2号		配水管から分岐して、給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第3号		給水装置工事の完了の連絡をしないとき。

(3) その他法令違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	措置内容
水の供給妨害	第51条 第1項第1号	刑法第147条 刑法第261条	水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害したとき。	告訴
	第51条 第1項第2号		みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害したとき。	
通水違反		刑法第233条 刑法第235条	承認を受けずに給水装置工事を施行し、かつ、計量不能の状態を通水可能な状態にしたとき。	告訴または過料
不法行為		民法第709条	故意または過失により企業局に損害を与えたとき。	損害賠償請求または訴えの提起
使用者責任		民法第715条	被用者(雇用人等)が、使用者(雇主等)の業務執行の際に、本市に対して不法行為を行い、損害を与えたとき。	

(4) 条例違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	措置内容
手数料納入義務違反	第40条 第1項第4号	第34条	詐欺その他の不正の行為により手数料の納入を免れようとしたときまたは免れたとき。	過料